



西山富三郎議員

問 (1)自治体の重要な視点として「公共空間」という考え方が出された。町はどう取り組んでいるか。

(2)不法行為の発生などの対応は十分であるか。

(3)現場を知らない職員が多くないか。

答 (山口町長)

(1)増大する公共サービスに対して、行政だけで対応できる部分には限界がある。

住民サービスを行政が関与しながら「民」、例えば、民間企業、NPO法人、住民団体などに担ってもらおう。そうした分野が新たな公共空間である。

平成18年度後半から開始した「指定管理者制度」の導入であり、来年度から予定している「学校給食調理業務」の民間委託



調理業務は民間委託へ

などである。

地域自治組織の強化と相互連携も大きな力となると考える。

(2)7月には職員向けに「私たちの行動規程」という43ページにわたる冊子を作成した。

7つの行動規範を挙げ「職員は常に町民全体の奉仕者であることを自覚

し、法令を遵守し、実践をし、個性豊かで活力に

満ちた地域社会の実現に全力を挙げて職務を遂行する」としている。

(3)出身地以外を知ること、を目的として職員配置を縫って地区に出かけたり、

休日には地域を回ることも指示している。

新たな公共空間の形成

企業・NPO・住民団体と

進めている

全国学力テスト調査の扱い

分析し、改善に努めている

問

(1)結果を踏まえた、今後の対応策は。

(2)県教育委員会が非開示と決定したことをどう考えるか。

(3)大山町の教育が目指すものは何か。

答 (伊澤百子教育委員長)

(1)本町においては、独自に学力向上検討委員会を設置している。

町全体の調査結果を分析して、これまでの教育施策や各学校の取組の成果や課題を明確にし、その改善に努めている。

(2)調査結果の取り扱いについては、文部科学省が実施要領を定め、事務次官通知として示された。

その中で、市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、調査の適正な遂行のため、不開示情報として扱うことなどが規定されている。

国会においても文部科学大臣が同様の趣旨答弁をしている。以上の経緯から、県教育委員会が非開示決定をしたことは妥当な判断であると考えている。

(3)教育の目指すところは人格の形成、平和で民主的な国家、社会の形成者

として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成である。

大山町では、知・徳・体の育成はもとより、ふるさとを愛し、誇りと自信を持たせる教育を進めたい。

そこで、大山町の自然や歴史、文化を学ぶための教材「私たちの大山町」を作成し、ふるさと学習を推進している。

最終的には自分の力で自分の進路を切り拓いていく子どもを育てるために幼児教育・学校教育・社会教育が連携をして日々取り組んでいる。



自立する力を育む学舎